借地借家法の更新拒絶等要件に関する調査研究報告書について

調査の内容

- ・ 研究者の監修の下、令和年間(令和元年~令和6年)の 借家関係の裁判例137件を調査、「正当事由」について分析
- ・「建替えの必要性」に着目

借地借家法第28条の正当事由について

- ・ 更新拒絶、解約申入れには「正当事由」が必要
- ・ 賃貸人・賃借人双方の使用の必要性を中心に、従前 の経過、利用状況、現況、立退料の支払い等も考慮

考慮要素の分析結果

賃貸人側の事情



> 建替えの必要性

- 老朽化を争点とする事件で正当事由を認める裁判例の増加
 - 約55% (平成16年) → 約71%
- 建物の耐震性能は正当事由の重要な考慮要素
 - ・ 背景として、耐震性に対する社会的関心の高まり
 - ・ 建物の倒壊により周囲に危険が及ぶおそれを考慮
 - ・ 建替えと耐震補強工事のいずれが経済的に合理的かを考慮
 - ※ ただし、建替えの必要性だけで結論が決まるわけではない

> 有効活用の観点

- 現在有効に活用されていない場合は積極的要素となる傾向
- > 明渡し後の具体的計画の有無
 - 計画の具体性、使途、他の賃借人の退去の状況
 - ※ ただし、他の賃借人がいない状況さえ作ればよいわけではない

賃借人側の事情



- > 建物の使用期間
 - 居住期間が長いことが消極的要素となり得る
- > 物件の代替可能性(賃借人が使用する必要性)
 - 賃借人が高齢であり、通院、引っ越し等に支障があること等が考慮され得る
- ⇒ ただし、いずれも<mark>立退料の支払による補完が可能</mark>な ケースも

補完的要素

- > 立退料
 - 双方の事情を考慮した上で、金額により調整



